

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

平成28年10月6日

神奈川県高座郡寒川町長 木村 俊雄 印

次のとおり、差押財産の公売をします。国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

公 売 区 分	公 売 財 産 名 称、性 質、所 在、地 上 権 等 の 内 容 そ の 他	数 量	公 売 保 証 金	見 積 価 額 (最低公売価額)
寒44	別紙1のとおり	1	260,000 ^円	2,510,000 ^円
公 売 財 産、 公 売 保 証 金、 見 積 価 額	この公告に記載してある事項のほか、神奈川県高座郡寒川町役場収納対策課に備え付けてある「公売財産明細書」を閲覧し、現地を必ず確認してください。			

公 売 方 法	入札			
公 売 日 時	入 札	平成28年11月24日 午後1時00分から午後1時30分まで		
	開 札	平成28年11月24日 午後1時33分		
公 売 場 所	神奈川県藤沢合同庁舎5階 大会議室			
売 却 決 定	日 時	平成28年12月1日 午前10時00分	場 所	寒川町役場 総務部収納対策課
代 金 納 付 期 限	平成28年12月1日 午後3時00分			
買 受 人 に つ い て の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第92条の規定により、当該滞納者及び税務職員は、公売財産を直接であると間接であるとを問わず、買受けることができません。			

そ の 他	1	別紙2のとおり
	2	
	3	
	4	
	5	

配当を受ける者の権利の申出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を寒川町役場総務部収納対策課に申し出てください。

なお、債権現在額申立書の用紙は寒川町役場総務部収納対策課に用意してあります。

売却区分番号	寒44	見積価額	2,510,000 円
		公売保証金	260,000 円
<p>不動産の表示（登記簿の表示による）</p> <p>物件1（土地）</p> <p>所 在 高座郡寒川町一之宮八丁目</p> <p>地 番 1 5 9 5 番 1</p> <p>地 目 公衆用道路</p> <p>地 積 1 3 7 m²（持分3分の1）</p> <p>物件2（土地）</p> <p>所 在 高座郡寒川町一之宮八丁目</p> <p>地 番 1 5 9 5 番 4</p> <p>地 目 田</p> <p>地 積 1 8 6 m²</p> <p>不動産の状況</p> <p>（物件の位置・状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JR相模線「寒川」駅の南西 約1.2km（道路距離） ・ バス停「尾崎戸」まで約100-300m、徒歩約1-4分 ・ 上記バス停より「寒川」、「茅ヶ崎」各駅方面へ通ずる。 ・ 物件1は東西約11m、南北約16m やや斜形の長方形 ・ 水道、下水道、都市ガスはともに引込み可能。 ・ 登記地目は田となっているが、現況は未利用地。 ・ 未利用地ではあるが、敷地内に残存物あり。（物置および樹木） <p>（公法上の規制）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画法上の市街化調整区域 ・ 建ぺい率 50% ・ 容積率 100% <p>（注意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公売財産の面積は、公簿上によるものです。 ・ 公売財産の現況及び関係公簿等を確認してください。 ・ 物件1と2は一括して公売を行います。 ・ 非農地申請済のため、入札時の買受適格証明書の提出は不要です。 			
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
問い合わせ先	寒川町役場総務部収納対策課	電話	0467-74-1111 内線411

その他の条件等

- 1 公売に参加する者は、「公売財産明細書」を熟読してください。なお、公売財産の現状については現地を十分確認してください。
- 2 「公売財産明細書」の閲覧期間は、公告日から公売期日最終日までとし、神奈川県高座郡寒川町役場収納対策課を閲覧場所とします。
- 3 公売保証金は、現金又は小切手にて公売の場所に用意してある封筒の中に入れ、封筒の表に所要事項を記入して入札前に納付してください。公売保証金を納付した後でなければ、入札できません。
- 4 見積価額に達した入札者がいない場合には、直ちに再度入札を実施する場合があります。
- 5 最高価申込者の決定は、入札期間終了後、入札価額が見積価額以上でかつ最高価額である入札者を最高価申込者として決定します。
- 6 開札の結果、最高価申込者となるべきものが二人以上いる場合には、その者たちの間で直ちに追加入札を行い、追加入札の価額が同額の時には、くじにより最高価申込者を決定します。
- 7 国税徴収法第104条の2の規定により、次順位買受の申込が出来ます。最高価申込者及び次順位申込者の決定は、入札価額によって行います。
- 8 最高価申込者が代金納付期限までに買受代金を納付しない場合、公売保証金は返還されません。
- 9 公売による権利移転に伴う費用(移転登記に必要とされる登録免許税等)は、買受人の負担となります。
- 10 公売財産に隠れた瑕疵(かし)があっても、現所有者及び寒川町は担保責任を負いません。
- 11 買受人は、売却決定後、買受代金を全額納付したときに公売財産を取得します。ただし、寒川町は引渡し
の義務を負いません。
- 12 公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額納付のときに買受人に移転します。したがって、買受代金の全額納付があった後の公売財産上に生じた損害等は、その登記手続きの既済・未済又は現実の引渡し
の有無に関わらず、買受人が負担することになります。